

豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ 04

覚えておきたい環境法令

騒音・振動

— 第2版 —



Environmental
Regulations
for Businesses in
Toyota City 04



Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 04

覚えておきたい環境法令 騒音・振動



Contents

導入

法・県条例の対象となる設備	02
---------------------	----

概略

事業者の責務の概略	03
法・県条例の概略	05
法・県条例違反のリスク	06

法・条例の規制について

規制対象施設一覧	07
主な規制対象施設	10
規制基準について	15
届出の流れ ① 届出の対象地域	16
届出の流れ ② 届出の種類と概要	17
届出の流れ ③ 届出判定フローチャート	19
届出に関してよくある質問	20
届出漏れをしないためには(参考例)	21
その他の規制	23

苦情の防止

苦情が発生しやすい施設とその環境	24
騒音・振動問題を起こさないためには	25

参考

参考①	27
参考②	29
騒音測定について	31
用語集(騒音・振動)	33
騒音・振動のめやす(参考)	34

法・県条例の対象となる設備

あなたの工場(事業場)に、騒音・振動を発生させる設備はありませんか？ また、設備を新しくする予定はありませんか？

設備によっては、法令の規制を受け、届出が必要になる場合があります。



上図のように、コンプレッサーやせん断機、プレス機等の施設を設置する時には、届出が必要になります。また、敷地境界で規制基準を遵守する必要があります。



本書内における基本的語句

- **施設と設備** …… 一定期間据え付けるものは施設、それ以外(移動できるもの)は設備
ただし、明確な区分は無く、基本的には同じ意味
- **特定施設** …… 法で規制される施設
- **発生施設** …… 県条例で規制される施設
- **規制対象施設** …… 特定施設及び発生施設
- **特定事業場** …… 特定施設又は発生施設を設置する工場又は事業場

注意

本書は、愛知県豊田市内で設備を設置する場合の規制を記載しています。豊田市以外の市町村においては、取り扱いが違う場合があります。

事業者の責務の概略



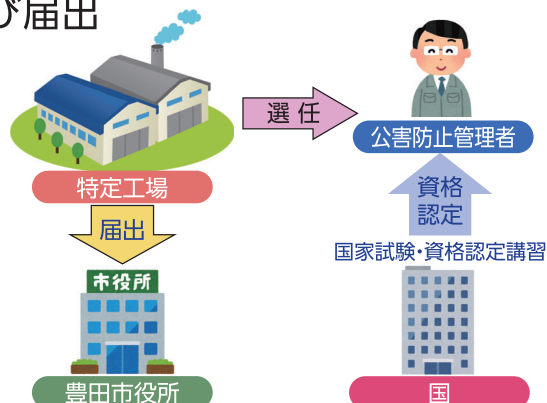
環境関連法の主な要求事項(例)

適用される法規制等	設備計画	設備工事	稼働
● 環境関連法 ● 自治体条例 ● 環境保全協定	設置届出 ○ 特定施設、発生施設		変更届出 ○ 使用方法、防止方法の変更 等
	選任 ○ 公害防止統括者 ○ 公害防止管理者	○ 特定建設作業*	
法的要求事項			
届出			全廃届出
選任			
規制値遵守			
監視・記録			
		規制値遵守 ○ 指定地域の規制値基準	
		監視・記録 ○ 騒音・振動レベルの把握 (自主活動)	

※：特定建設作業については、P29～30参照

騒音・振動関係公害防止管理者等の選任及び届出

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(公害防止組織法)に基づき、一定の工場には、公害防止に関して専門知識を有する者を工場に配置(選任及び届出)し、その工場内の公害防止組織の整備を図る義務があります。公害防止組織を置かなければならない対象業種は、製造業(物品の加工業を含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業です。



公害防止組織の概要

公害防止組織(注1)	職 務	要件(騒音・振動に限る)			資格の要否
公害防止統括者	・ 工場の公害防止に関する業務を統括管理(工場長等を想定)	常時使用する従業員の数が21人以上の事業所(注2)			不要
公害防止管理者	・ 施設の点検、原材料の検査等技術的事項(設備管理者等を想定)	騒音発生施設(注3)	機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン(100重量トン)以上	必要
			鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー	
		振動発生施設(注3)	液圧プレス	矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が2941キロニュートン(300重量トン)以上	
			機械プレス	呼び加圧能力が980キロニュートン(100重量トン)以上	
			鍛造機	落下部分の重量が1トン以上のハンマー	

注1：公害防止主任管理者は、ばい煙及び汚水等排出施設に係わる公害防止管理者のためここでは除外

注2：事業者が使用する従業員のうち個々の工場に配置されている従業員の数ではなく、事業者が常時使用する従業員の総数

注3：騒音規制法、振動規制法に基づく指定地域内(都市計画区域のうち工業専用地域を除いた地域)にある工場に設置されたもの

公害防止管理者の資格取得

資格種類	受講内容	関係機関
国家試験	毎年1回行われ、受験資格はありません。	一般社団法人 産業環境管理協会 https://www.jemai.or.jp
認定講習	学歴及び実務経験又は技術資格がある場合、書類審査後、一定の講習を受講し、修了試験に合格することで、国家試験合格と同等の資格を有することができます。	一般社団法人 産業環境管理協会 https://www.jemai.or.jp 一般社団法人 日本砕石協会(一般粉じん関係) https://www.saiseiki.or.jp

公害防止統括者等の届出

公害防止組織	届出時期
公害防止統括者	選任 … 必要が生じた日から30日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出 死亡・解任 … 死亡・解任した日から30日以内に届出
公害防止管理者	選任 … 必要が生じた日から60日以内に選任し、選任した日から30日以内に届出 死亡・解任 … 死亡・解任した日から30日以内に届出

公害防止管理者制度の詳細は、豊田市内事業者向け 事業活動と環境シリーズ1 「環境法令一般」を参照してください。

法・県条例の概略

【騒音規制法・振動規制法】

目 的 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当程度にわたる騒音・振動に対して必要な規制を行い、生活環境を保全するとともに、国民の健康の保護に資するため

責 務 騒音・振動の発生する場所や時間によって定められた規制基準の遵守等

【県民の生活環境の保全等に関する条例】

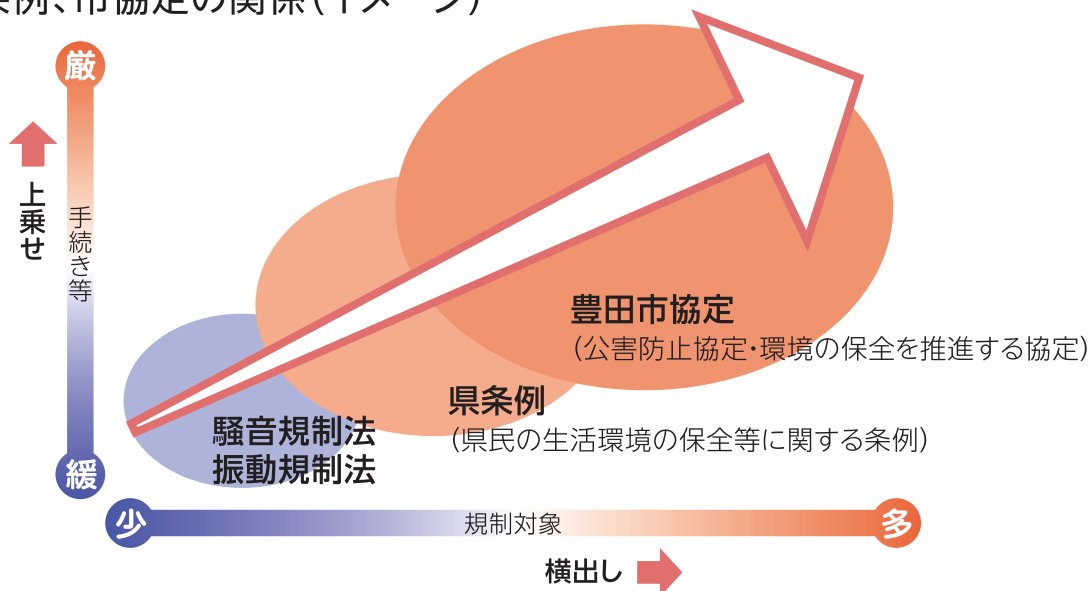
目 的 公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する事業者の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全するため

責 務 法と同様

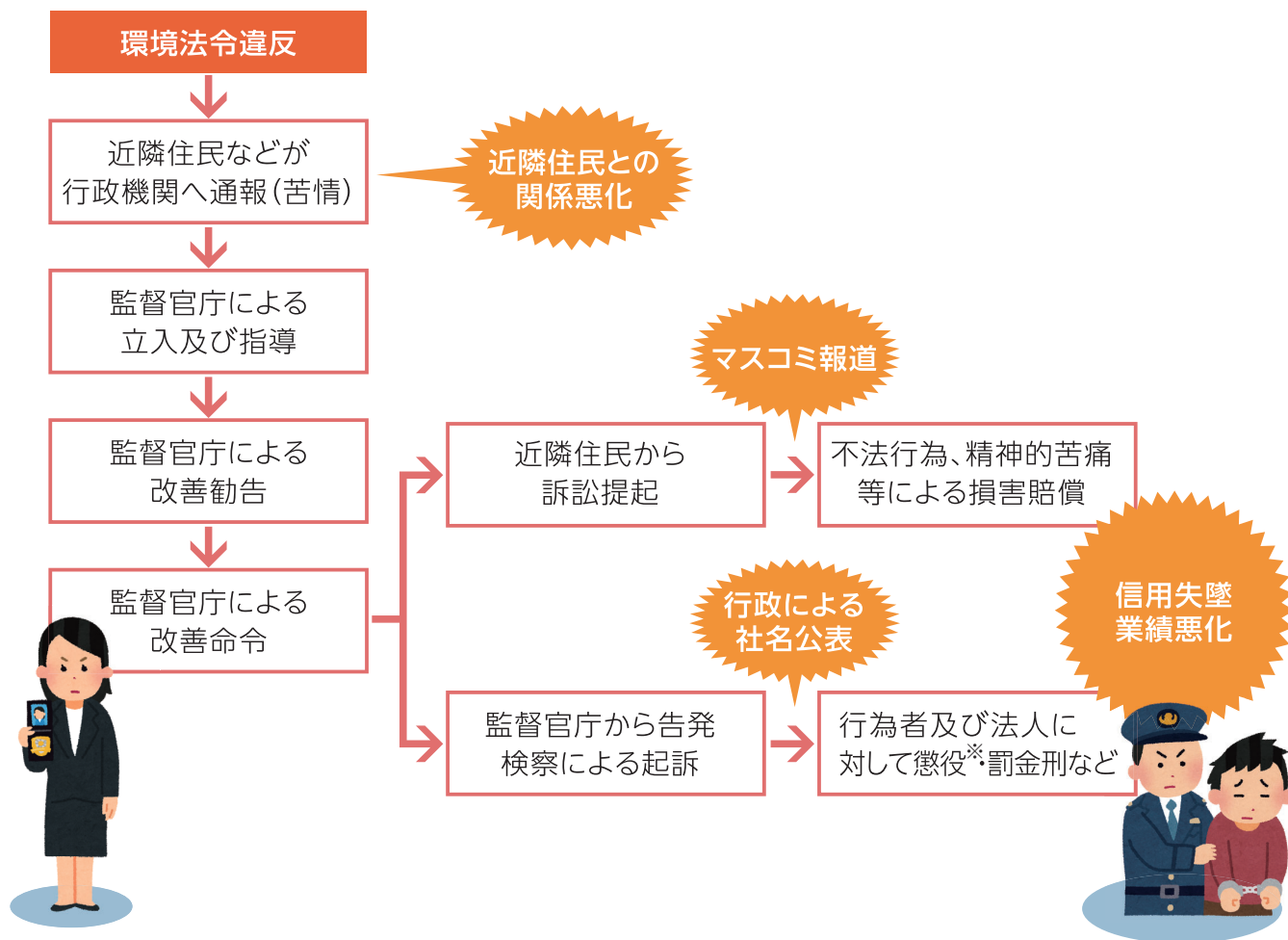
主な対応内容

要 件	対応内容	備 考
設置、変更等届出	・ 設置、変更届出提出(工事着手30日前) ・ 廃止届出提出(廃止後30日以内)全廃時のみ	騒音規制法第6～11条(第9条を除く) 振動規制法第6～11条(第9条を除く) 県条例第7～9条 ほか
計画変更勧告	・ 届出の際に、規制基準に適合しないことで、その周辺の生活環境を損なうおそれがある場合の計画変更	騒音規制法第9条 振動規制法第9条 県条例第11条
統括者、管理者の届出	・ 公害防止管理者等の選任と届出	公害防止組織法第3～6条
規制基準の遵守	・ 現状の騒音・振動レベルの把握 ※レベル把握のため、定期的に測定することが望ましい	騒音規制法第5条 振動規制法第5条 県条例第18条
改善勧告、改善命令	・ 規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれる場合の改善 (改善：防止方法・使用方法・配置の変更)	騒音規制法第12条 振動規制法第12条 県条例第22条
定期報告等	・ 豊田市との協定に基づく定期報告	

法、県条例、市協定の関係(イメージ)



法・県条例違反のリスク



騒音・振動規制法違反の事例

業 種	違反の概要	該当するリスク
製造業 (製造工場)	特定施設であることに気づかず特定施設の届出をしていない。	・ 未届出による罰則 ・ 罰金刑
	騒音・振動がひどいと行政に苦情が入ったことにより行政の立入検査を受け、規制基準値の超過が判明した。	・ 改善命令(行政処分) 騒音振動発生施設の使用・配置の変更処置
運送事業場 (トラック荷卸場)	トラック搬入時又は荷卸し時の騒音・振動がひどいと苦情が入ったことにより行政の立入検査を受け、規制基準値の超過が判明した。	・ 騒音・振動受忍限度超過による発生施設の差し止め又は損害賠償請求訴訟
	深夜にトラックのエンジン音がうるさいと苦情が入ったことにより行政の立入検査を受け、規制基準値の超過が判明した。	



代表者の交代による「氏名等変更届出書」の届出漏れが非常に多い。

※拘禁刑（令和7年6月1日～）

規制対象施設一覧

区 分		騒 音 関 係		
		特定施設【法】		種類の 番 号
施 設 名		種類の 番 号	原動機の定格出力等	
金属加工機械	圧延機械	1ーイ	合計が22.5kW以上	1ーイ
	製管機械	1ーロ	○	1ーロ
	ベンディングマシン	1ーハ	ロール式で3.75kW以上	1ーハ
	液圧プレス	1ーニ	矯正プレスを除く	1ーニ
	機械プレス	1ーホ	呼び加圧能力294kN以上	1ーホ
	せん断機	1ーヘ	3.75kW以上	1ーヘ
	鍛造機	1ート	○	1ート
	ワイヤーフォーミングマシン	1ーチ	○	1ーチ
	ブラスト	1ーリ	タンブラスト以外で密閉式を除く	1ーリ
	タンブラー	1ーヌ	○	1ーヌ
	切断機	1ール	といしを用いるものに限る	1ーカ
	研磨機		×	1ール
	目立機		×	1ーヲ
	平削盤		×	1ーワ
送風機(及び排風機)		2	7.5kW以上	13
圧縮機(環境大臣が指定するものを除く)			空気圧縮機で7.5kW以上	2
冷凍機			×	
土石用又は鉱物用の破碎機・摩砕機・ふるい及び分級機		3	7.5kW 以上	3
織機		4	原動機を用いるもの	4
建設用資材 製造機械	コンクリートプラント	5ーイ	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量の0.45m³以上	5ーイ
	アスファルトプラント	5ーロ	混練重量200kg以上	5ーロ
	コンクリートブロックマシン		×	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械		×	
穀物用製粉機		6	ロール式で7.5kW以上	6
木材加工機械	ドラムバーカー	7ーイ	○	7ーイ
	チップパー	7ーロ	2.25kW以上	7ーロ
	碎木機	7ーハ	○	7ーハ
	帯のこ盤	7ーニ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上	7ーニ
	丸のこ盤	7ーホ	製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上	7ーホ
	かんな盤	7ーヘ	2.25kW以上	7ーヘ
抄紙機		8	○	8
印刷機械		9	原動機を用いるもの	9
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機			×	
合成樹脂用射出成形機		10	○	10
鋳造型機		11	ジョルト式のもの	11
ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン			×	12
走行 クレーン	門型走行クレーン		×	14ーイ
	天井走行クレーン		×	14ーロ
洗びん機			×	15
真空ポンプ			×	16

- 備 考 1. 特定施設【法】とは騒音規制法又は振動規制法に定める特定施設のことであり、発生施設【県条例】とは県民の生活環境の保全等に関する条例に定める騒音発生施設又は振動発生施設のことであり。
2. 圧縮機には、冷凍機は含まれません。なお、規制対象外となる環境大臣が指定するものは、低振動型圧縮機があり、https://www.env.go.jp/page_00429.html で確認できます。
3. 規制対象施設一覧のうち、例えば施設の規模が定格出力3.75kWとなっているものは、通常原動機の表示が3.7kWとなっているものも含まれます。

○：すべて対象 ×：対象外

発生施設【県条例】	振 動 関 係			
	特定施設【法】		発生施設【県条例】	
	種類の 番 号	原動機の定格出力等	種類の 番 号	原動機の定格出力等
合計が22.5kW以上		×		×
○		×		×
ロール式で3.75kW以上		×		×
○	1ーイ	矯正プレスを除く	1ーイ	○
呼び加圧能力294kN以上	1ーロ	○	1ーロ	○
3.75kW以上	1ーハ	1kW以上	1ーハ	1kW以上
○	1ーニ	○	1ーニ	○
○	1ーホ	37.5kW以上	1ーホ	37.5kW以上
○		×		×
○		×		×
高速切断機に限る		×		×
合計が10kW以上		×		×
原動機を用いるもの		×		×
7.5kW以上		×		×
3.75kW以上		×	13	3.75kW以上
空気圧縮機で3.75kW以上	2	7.5kW以上	2	3.75kW以上
3.75kW以上		×		3.75kW以上
3.75kW以上	3	7.5kW以上	3	7.5kW以上
原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
気ほうコンクリートプラントを除き混練容量の0.45m³以上		×		×
混練重量200kg以上		×		×
×	5	合計が2.95kW以上	5	合計が2.95kW以上
×		合計が10kW以上		合計が10kW以上
7.5kW以上		×	11	7.5kW以上
○	6ーイ	○	6ーイ	○
2.25kW以上	6ーロ	2.2kW以上	6ーロ	2.2kW以上
○		×		×
製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上		×		×
製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上		×		×
2.25kW以上		×		×
○		×		×
原動機を用いるもの	7	2.2kW以上	7	2.2kW以上
×	8	カレンダーロール機以外で30kW以上	8	カレンダーロール機以外で30kW以上
○	9	○	9	○
ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの
最高出力37.3kW以上		×	12	最高出力37.3kW以上
7.5kW以上		×		×
7.5kW以上		×		×
合計が7.5kW以上		×		×
7.5kW以上		×		×

9.8kN ≒ 1重量t 294kN ≒ 30重量t
0.75kW ≒ 1馬力 3.75kW ≒ 5馬力

出 典 騒音規制法施行令第1条別表第1(昭和43年11月27日政令第324号)
振動規制法施行令第1条別表第1(昭和51年10月22日政令第280号)
県条例施行規則別表第4・5(平成15年8月22日規則第87号)

規制対象施設(抜粋)

設 備 名		原 動 機 の 定 格 出 力 等	法 律		県 条 例	
			騒 音	振 動	騒 音	振 動
金属加工機械	ベンディングマシン	ロール式で3.75kW以上	○	—	○	—
	液圧プレス	全 て	○ 矯正プレスを除く	○ 矯正プレスを除く	○	○
	機械プレス	呼び加圧能力294kN未満	—	○	—	○
		呼び加圧能力294kN以上	○		○	
	せん断機	1kW以上3.75kW未満	—	○	—	○
		3.75kW以上※ ¹	○		○	
	鍛造機	全 て	○	○	○	○
	切断機	といしを用いるもの	○	—	—	—
		高速切断機	—	—	○	—
送風機(及び排風機)		3.75kW以上7.5kW未満※ ¹	—	—	○	○
		7.5kW以上	○※ ²			
圧縮機 (環境大臣が指定するもの及び冷凍機除く)		3.75kW以上7.5kW未満※ ¹	—	—	○※ ³ 対象は空気圧縮機	○※ ⁴
		7.5kW以上	○※ ² 対象は空気圧縮機	○		
冷凍機		3.75kW以上※ ¹	—	—	○※ ³	○※ ⁴
織機		原動機を用いるもの	○	○	○	○
木材加工機械	帯のこ盤	製材用で15kW以上	○	—	○	—
		木工用で2.25kW以上	○	—	○	—
	丸のこ盤	製材用で15kW以上	○	—	○	—
		木工用で2.25kW以上	○	—	○	—
	かな盤	2.25kW以上	○	—	○	—
抄紙機		全 て	○	—	○	—
印刷機械		原動機を用いるもの	○	—	○	—
		2.2kW以上		○		○
合成樹脂用射出成形機		全 て	○	○	○	○
ディーゼルエンジン 及び ガソリンエンジン		最高出力37.3kW以上	—	—	○	○
走行クレーン	門型走行クレーン	7.5kW以上	—	—	○	—
	天井走行クレーン	7.5kW以上	—	—	○	—
真空ポンプ		7.5kW以上	—	—	○	—

備考

※1：施設の規模が定格出力3.75kWとなっているものは、通常原動機の表示が3.7kWとなっているものも含まれます。

※2：騒音規制法の数変更の届出では、「空気圧縮機と送風機の合計が2倍を超えて増加する場合」が届出の対象になります。

※3：県条例(騒音)の数変更の届出では、「空気圧縮機と冷凍機の合計が2倍を超えて増加する場合」が届出の対象になります。

※4：県条例(振動)の数変更の届出では、「圧縮機と冷凍機の合計が2倍を超えて増加する場合」が届出の対象になります。

主な規制対象施設

以下は、過去に苦情の発生件数が多い施設や、大きな音・振動が発生しやすい施設です。

注意

写真はあくまでイメージです。形状の違うものもあります。
届出の対象施設かどうかご不明な施設は、豊田市環境保全課にご相談ください。

圧延機械

騒音 法：1-イ 県条例：1-イ

回転する2本のロールの間に金属を通過させて、塑性加工を行う機械。金属の板材、条材、型材、パイプ材等が作られる。2個以上の原動機を有する場合が多く、原動機の定格出力の合計で判断する。



対 象 規 模	法：原動機の定格出力が合計で22.5kW以上 県条例：法と同じ条件
主 な 対 象 施 設	分塊圧延機、銅片せん断機、条材圧延機、線材圧延機、帯材圧延機、はく圧延機、厚板圧延機、薄板圧延機、タイヤ・車輪圧延機 等
届 出 判 断 の ポイント・留意点	(設置時) ・金属加工機械のみ届出対象

ベンディングマシン

騒音 法：1-ハ 県条例：1-ハ

金属材料の曲げを行う機械の総称で、折畳み、突き曲げ、送り曲げなどの加工をロールによる送り曲げで行うものが多い。また、材料の歪みの矯正作業を行う矯正機も、歪み箇所を部分曲げする機械であるので同じ分類に含まれる。



対 象 規 模	法：ロール式で原動機の定格出力が3.75kW以上 県条例：法と同じ条件
主 な 対 象 施 設	数値制御式ベンディングマシン、板金用ベンディングロール、板金用ロールレベラ、板金用成形ロール、型材ベンディングマシン、矯正機、ホールディングマシン 等
届 出 判 断 の ポイント・留意点	(設置時) ・金属加工機械のみ届出対象 ・加工をロール式によって行うかどうかで判断

液圧プレス

騒音 法：1-ニ 県条例：1-ニ **振動** 法：1-イ 県条例：1-イ

ラムの運動を水又は油の液圧で行わせるプレス。加工材に強大な圧力を加えて鍛造、圧搾、押出し、圧入及び成形等の塑性加工を行う機械のこと。



対 象 規 模	【騒音】 法：矯正プレスを除く 県条例：全てのもの	【振動】 法：矯正プレスを除く 県条例：全てのもの
主 な 対 象 施 設	数値制御式液圧プレス、単動液圧プレス、コラム形液圧プレス、複動液圧プレス、3動液圧プレス、液圧式プレスブレーキ、コールドホッピングプレス、スクラッププレス、ストレッチフォーミングプレス、液圧式ダイスポッティングプレス、液圧式メタルパウダープレス、リベッティングマシン、液圧式トランスファープレス 等	
届 出 判 断 の ポイント・留意点	(設置時) ・金属加工機械のみ届出対象 ・矯正プレスは法届出対象外 ・ラムを液圧によって駆動させるかどうかで判断	

矯正プレス…形の手直しをするようなプレス

機械プレス

騒音

法：1ーホ 県条例：1ーホ

振動

法：1ーロ 県条例：1ーロ

加工材を押圧するスライドの運動を機械的に行うプレスの総称で、液圧プレスに対するものである。打ち抜き、せん断、成形、曲げ、絞りなど幅広い作業範囲を有しており利用分野も多い。



対 象 規 模	【騒音】	【振動】
	法：呼び加圧能力294kN以上 県条例：法と同じ条件	法：全てのもの 県条例：法と同じ条件
主 な 対 象 施 設	数値制御式機械プレス、単動クランクプレス、複動クランクプレス、3動クランクプレス、3動リンクプレス、ナックルジョイントプレス、スクリュウプレス 等	
届 出 判 断 の ポイント・留意点	(設置時)	
	・金属加工機械のみ届出対象 ・足踏みプレス、人力プレスなど人の力によるプレスは届出対象外 ・スライドを機械式機構によって駆動させるかどうかで判断	

せん断機

騒音

法：1ーハ 県条例：1ーハ

振動

法：1ーハ 県条例：1ーハ

金属材料のせん断を行う機械で、主として加工材の形状、刃の駆動機構及び刃の運動様式により分類されている。



対 象 規 模	【騒音】	【振動】
	法：原動機の定格出力 3.75kW以上 県条例：法と同じ条件	法：原動機の定格出力 1kW以上 県条例：法と同じ条件
主 な 対 象 施 設	数値制御式シャー、直刃せん断機、丸刃せん断機、アリゲーターシャー、アングルシャー、ビレットシャー、アップカットシャー、フライングシャー 等	
届 出 判 断 の ポイント・留意点	(設置時)	
	・金属加工機械のみ届出対象	

ワイヤーフォーミングマシン

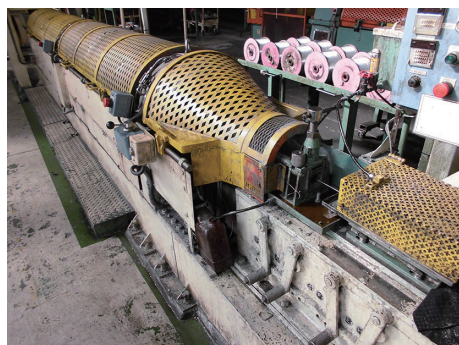
騒音

法：1ーチ 県条例：1ーチ

振動

法：1ーホ 県条例：1ーホ

線材又は針金を加工する機械で、針金を加工してヘヤーピン、ペーパークリップ等の針金製品を造るもの、針金からケーブルを造るもの、針金を編んで金網を造るもの、ばね線材をコイルばねに捲くもの、有刺鉄線製造機械が含まれる。



対 象 規 模	【騒音】	【振動】
	法：全てのもの 県条例：法と同じ条件	法：原動機の定格出力37.5kW以上 県条例：法と同じ条件
主 な 対 象 施 設	数値制御式ワイヤーフォーミングマシン、ストランディング・ツイステイング及びブレイディングマシン、ワイヤーストレートニングマシン、コイルワインディングマシン、スプリングワインディングマシン 等	
届 出 判 断 の ポイント・留意点	(設置時)	
	・金属加工機械のみ届出対象	

ブラスト

騒音 法：1ーリ 県条例：1ーリ

圧縮空気や遠心力を用いて砂、鋼球、けい石粒などの研磨剤を表面に吹き付けて、鋳造品・鋼板等のスケール落とし、さびなどの除去、メッキの前処理を行う鋳物等の清掃用機械。ブラストには、空気圧縮によりショット(鋼球)をたたきつけて鋼表面をきれいにするショットブラストやグリッド(鋭角の鋼粒片)をたたきつけて鋼材表面をきれいにするグリッドブラストがある。



対象規模 法：タンブラスト以外で密閉式を除く
県条例：全てのもの

主な対象施設 ショットブラスト、ハイドロブラスト、エアブラスト、その他の製品清掃機

届出判断のポイント・留意点 (設置時)
・金属加工機械のみ届出対象
・法は、タンブラスト、密閉式構造のものは届出対象外
・県条例はすべて届出対象

タンブラスト…タンブラー式(筒型)のブラスト
密閉式…稼働中は蓋等でカバーされており、停止後開閉するような構造

タンブラー

騒音 法：1ーヌ 県条例：1ーヌ

通常ガラ箱と呼ばれており、鋳造品をこの中に入れて多角形の鉄片といっしょに回転させる機械である。これにより、砂落とし、スケール落とし、さびなどの除去を行うものである。



対象規模 法：全てのもの
県条例：法と同じ条件

主な対象施設 製品清掃機(その他の製品清掃機)

届出判断のポイント・留意点 ・金属加工機械のみ届出対象

切断機

騒音 法：1ール 県条例：1ーカ

高速回転する薄い円盤状の切削といしにより切断する機械であり、高硬度の材料を切断するのに適している。切断機のうち高騒音を発するといしを用いるものに限られている(法に限る)。



対象規模 法：といしを用いるものに限る
県条例：高速切断機に限る

主な対象施設 金切りのこ盤及び切断機のうちといしを用いた切断機に分類されるもの

届出判断のポイント・留意点 (設置時)
・金属加工機械のみ届出対象
・県条例…切断部が回転するものであれば届出対象
・高騒音を発生するといしを用いるものに限る。

高速の定義…回転数の明確な定義はなく、切断部が回転するもの

研磨機

騒音 県条例：1ール

研磨機は研磨盤ともいい、高速で回転する砥石車を用いて工作物を高精度に研削する機械のほか、容器に研磨材と工作物を入れて回転させ工作物の表面を仕上げるバレル研磨機などがある。



対象規模 県条例：原動機の定格出力の合計が10kW以上

主な対象施設 バレル研磨機、その他の研磨機 等

届出判断の (設置時)
ポイント・留意点 ・金属加工機械のみ届出対象

送風機(及び排風機)

騒音 法：2 県条例：13

振動 県条例：13

送風機は、汎用機械であり各種機械の原動力として利用されることが多いが、単独での使用、各種原動力、送風機用の使用を問わず、対象である。



対象規模 【騒音】 法：原動機の定格出力が7.5kW以上
県条例：原動機の定格出力が3.75kW以上
【振動】 法：対象外
県条例：原動機の定格出力が3.75kW以上

主な対象施設 軸流式ファン、遠心式ファン、ターボ形ブロウ、容積形ブロウ、クーリングタワー、集塵機に使用される排風機、その他ブロウ、ファン 等

届出判断の (設置時)
ポイント・留意点 ・大きい設備、小さい設備関係なく定格出力を超えれば届出対象
・送風機単体のものだけでなく、設備の中の送風機(乾燥機など)も該当することに注意

圧縮機(コンプレッサー)

騒音 法：2 県条例：2

振動 法：2 県条例：2

圧縮機は、数気圧以上の圧力を発生するもので、汎用機器として各種機械の原動力として広く利用されている。冷凍機は、冷媒の圧縮や膨張に用いられる圧縮機で、次項の「冷凍機」を参照。



対象規模 【騒音】 法：空気圧縮機で、原動機の定格出力が7.5kW以上
県条例：空気圧縮機で、原動機の定格出力が3.75kW以上
【振動】 法：原動機の定格出力が7.5kW以上
県条例：原動機の定格出力が3.75kW以上

主な対象施設 軸流式ターボ形圧縮機、遠心式ターボ形圧縮機、斜流式ターボ形圧縮機、回転式容積形圧縮機、往復式容積形圧縮機、ポータブル圧縮機 等 ただし、環境大臣が指定するものを除く

届出判断の (設置時)
ポイント・留意点 ・騒音に関しては、空気を圧縮させる場合のみ届出対象
・基本的に空気を圧縮させる…圧縮機⇒届出対象
冷媒を圧縮させる…冷凍機⇒圧縮機では届出対象外

冷凍機(エアコン、チラー等)

騒音

県条例：2

振動

県条例：2

アンモニアガス、フロンガス等の冷媒を圧縮する設備



対象規模

【騒音】県条例：原動機の定格出力が3.75kW以上

【振動】県条例：原動機の定格出力が3.75kW以上

主な対象施設

GHP、EHP、その他冷媒を圧縮させて冷やす設備

届出判断の
ポイント・留意点(設置時)
・冷媒を圧縮させているかどうかで判断

合成樹脂用射出成形機

騒音

法：10 県条例：10

振動

法：9 県条例：9

スチロール系、アクリル系、ポリエチレン系の樹脂を原料として成形を行うもので、基本構造は金型締付装置と、成形材料の射出装置から成り立っている。合成樹脂加工機械のうち射出成形機についての苦情が多かったために、規制対象とされている。



対象規模

【騒音】

法：全てのもの
県条例：法と同じ条件

【振動】

法：全てのもの
県条例：法と同じ条件

主な対象施設

射出成形機(横形射出成形機、立形射出成形機、その他の射出成形機)等

届出判断の
ポイント・留意点

・ゴム工業用の機械も射出成形機に含まれます。

ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン

騒音

県条例：12

振動

県条例：12

軽油、ガソリンを燃料として駆動するエンジンがある設備



対象規模

【騒音】

県条例：原動機の定格出力が
最高出力で 37.3kW以上

【振動】

県条例：原動機の定格出力が
最高出力で 37.3kW以上

主な対象施設

ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン

届出判断の
ポイント・留意点

・非常用の発電機であっても届出が必要

0.75kW ≒ 1馬力

規制基準について

規制対象施設を設置する工場等の事業者は、下表に示す地域の区分ごとに異なる基準を、それぞれの工場等の敷地境界で遵守する義務があります。

地域の区分				時間の区分	騒音 (dB)			振動 (dB)	
				昼間 注1※1	朝・夕 注1※2	夜間 注1※3	昼間	夜間	
				8～18	6～8 18～21	21～6	7～20	20～7	
騒音 規制法	振動 規制法		条 例						
第1種 区 域	第1種 区 域	1	第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居 専用地域・第二種低層住居専用地域・第二種中 高層住居専用地域・田園住居地域	45 注2 (45)	40 (40)	40 (40)	60	55	
第2種 区 域		2	第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域	50 (50)	45 (45)	40 (40)	65	55	
第3種 区 域	第2種 区 域	1	近隣商業地域・商業地域・準工業地域	60 (65)	55 (60)	50 (50)	65	60	
			都市計画区域で用途地域の定められていない 地域(市街化調整区域)	60 (60)	55 (55)	50 (50)			
第4種 区 域		2	工業地域	65 (70)	60 (65)	55 (60)	70	65	
			工業専用地域	(75)	(75)	(70)	(75)	(70)	
			その他の地域(都市計画区域外)	(60)	(55)	(50)	(65)	(60)	

注1：※印は県条例の時間帯 ※1：8～19 ※2：6～8、19～22 ※3：22～6

注2：()内は、県条例の規制基準。

- 備考 1) **騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・市街化調整区域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域外、**振動関係**では、工業地域・工業専用地域内の学校、保育所、幼保連携型認定こども園(平成27年4月に追加)、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。ただし、騒音関係は適用しない時間帯がある。
- 2) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5dBを減じた値とする。(備考1)の適用を受ける地域を除く。)



規制基準違反

● 改善勧告・改善命令

規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境が損なわれると認められる場合には、その事態を除去するために必要な勧告又は命令が出される場合があります。なお、改善命令に違反した場合には、罰則が科せられることがあります。

● 公表

違反の度合いが大きく、周辺の生活環境が著しく損なわれている場合には、氏名又は名称及び住所並びにその違反の状況が公表される場合があります。

また、勧告を受けた者がその勧告に従わないときには、その旨及びその勧告内容が公表される場合があります。

届出の流れ ① 届出の対象地域

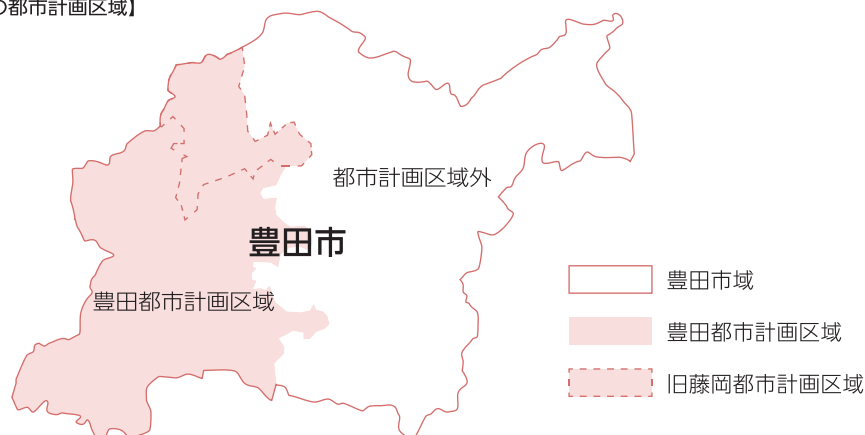
規制対象地域内において、工場又は事業場に新たに規制対象施設を設置しようとするなどの事由が生じた場合には、騒音規制法、振動規制法又は県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき届出が必要になる場合があります。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には罰則が科せられることがあります。

規制対象地域の確認

騒音規制法・振動規制法	豊田市内の豊田都市計画区域 (都市計画法で定められた工業専用地域を除く)
県民の生活環境の保全等に関する条例	豊田市内全域(豊田都市計画区域+都市計画区域外) ※ 豊田都市計画区域内の事業場で法の届出している場合は、条例の届出は不要

【豊田市域と豊田市の都市計画区域】



規制対象地域の確認方法

新たに規制対象施設を設置しようとする場所がどういった地域に指定されているかは、豊田市のホームページで確認できます。



豊田市公式ホームページ
<https://www.city.toyota.aichi.jp>



とよたiマップ ポータルページ
<https://www2.wagmap.jp/toyotacity/Portal>



届出の流れ ② 届出の種類と概要

届出の種類	届出名称(注1)	事由	届出の時期
設置の届出	騒音 振動 特定施設設置届出書	規制対象施設が設置されていない工場等に、新たに規制対象施設を設置しようとする場合	設置の工事開始日の30日前まで
使用の届出	騒音 振動 特定施設使用届出書	① 工場等の存在する地域が規制対象地域となった際、そこに規制対象施設を設置している場合 ② 規制対象外施設が規制対象となった際、規制対象区域内にその施設を設置している場合(その施設以外の規制対象施設を設置していない場合に限り)	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内
種類(及び能力)ごとの数変更の届出	騒音 特定施設の種類ごとの数変更届出書 振動 特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書	① 騒音規制法・県条例(騒音・振動)の届出：規制対象施設の種類ごとの数を、直近の届出数の2倍を超えて増加させる場合 ② 振動規制法の届出：規制対象施設の種類及び能力ごとの数を増加させる場合 ③ 規制対象外施設が規制対象となった場合(設置、使用の届出をしている場合に限り)	変更の工事開始日の30日前まで
防止の方法の変更の届出	騒音 騒音の防止の方法変更届出書 振動 振動の防止の方法変更届出書	規制対象施設の騒音又は振動の防止の方法を変更し、工場等において発生する騒音又は振動の大きさの増加を伴う場合	
使用の方法の変更の届出	振動 特定施設の使用の方法変更届出書	振動規制法の規制対象施設について、その使用の開始時刻又は終了時刻を変更する場合 ただし、使用開始時刻を繰り下げ又は使用終了時刻を繰り上げる場合は届出不要	
氏名等の変更の届出	騒音 振動 氏名等変更届出書	① 届出者の氏名又は住所(法人にあっては名称及び代表者氏名)の変更があった場合 ② 工場等の名称又は所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内
使用全廃届出	騒音 振動 特定施設使用全廃届出書	規制対象施設を全て廃止した場合	廃止した日から30日以内
承継届出	騒音 振動 承継届出書	届出を行った者から規制対象施設の全てを譲り受け、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内

注1：届出名称は、騒音規制法、振動規制法の名称です。県条例については、別の名称になるものがありますのでご注意ください。

備考 1) 騒音関係、振動関係はそれぞれ届出が必要です。

2) 法と県条例の関係は、法が優先し、法に基づく届出がなされる場合には、県条例に基づく届出は不要となります。したがって、騒音規制法の届出を行う場合は、県条例の騒音発生施設に関する届出は不要です。このことは、振動規制法と県条例の振動発生施設との関係についても同様です。

(例：7.5kWの空気圧縮機を設置済みの工場に3.75kWの冷凍庫を新たに設置する ⇒ 届出不要)

届出の種類と必要な添付書類一覧

届出の種類	設置の届出	使用の届出	変更の届出				使用全廃届出	承継届出
			数	防止の方法	使用の方法	氏名等		
事業場付近の見取図(1/2000程度) (周辺の宅地の有無がわかるもの)	○	○	○	○	○	—	—	—
事業場敷地内の建物配置図	○	○	○	○	○	—	—	—
規制対象施設の配置図	○	○	○	○	○	—	—	—
騒音(振動)防止の方法	○	○	—	○	—	—	—	—
施設仕様書及び図面(参考資料)	○	○	○	—	—	—	—	—
連絡責任者の所属、氏名、電話番号(参考資料)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)
法人登記等の写し(参考資料)	—	—	—	—	—	—	—	○

注1 (○)：条例の届出の場合、必要となります。

注2 事業場敷地内の建物配置図、規制対象施設の配置図には、敷地境界線を表示してください。

法と県条例の要件の違い

	法		県条例	
	規制対象施設	届出	規制対象施設	届出
騒音	施設の種類の数が2倍を超える場合	要	施設の種類の数が2倍を超える場合	要
振動	施設の種類及び能力ごとの数が増える場合	要	施設の種類の数が2倍を超える場合	要

変更届の実施要件

根拠法令	届出が必要な事由
騒音規制法 県 条 例	新しい種類の施設を設置する場合 例：圧縮機を設置している事業場に新たに機械プレスを設置する。
	同じ種類の施設が直近の届出数の2倍を超えて増加する場合 例：圧縮機1台 → 2台（不要） 圧縮機1台 → 0台（不要） 圧縮機1台 → 3台（必要） 圧縮機7.5kW 1台 → 圧縮機10kW 1台（不要）能力変更
振動規制法	新しい種類の施設を設置する場合
	特定施設の種類の数及び能力が、直近の届出数から増加する場合 例：圧縮機7.5kW 1台 → 圧縮機7.5kW 2台（必要） 圧縮機7.5kW 1台 → 圧縮機10kW 1台（必要）能力変更 圧縮機7.5kW 1台 → 圧縮機7.5kW 0台（不要） 圧縮機7.5kW 1台 → 圧縮機7.5kW 1台（不要）機器更新

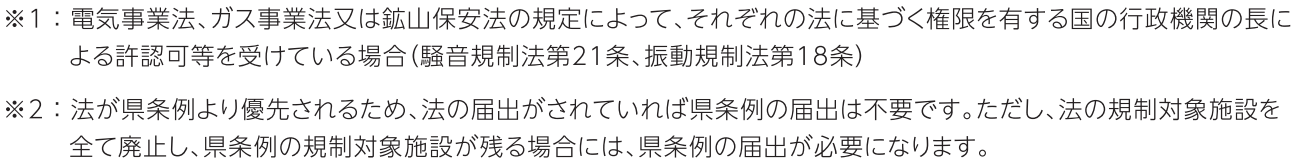
全ての規制対象施設を廃止するとき以外は、施設を減らす届出は不要です。



届出様式の入手方法

豊田市ホームページから最新の様式を入手してください。

豊田市 HP (https://www.city.toyota.aichi.jp/) > 事業者向け情報 > 手続き・届出 > 環境保全 > 騒音振動関係



届出に関してよくある質問

- 1 **原動機の定格出力の表示が3.7kWとなっていますが、届出は不要ですか？**
小数点以下第1位までしか表示されていない施設は、3.75kW以上とみなし届出対象としています。
- 2 **移動式の設備は届出対象になりますか？**
届出対象となる設備は事業場に設置されるものを対象としており、固定されていない移動式のものは除かれています。ただし、移動が可能なものであっても、同一の場所で移動させずに使用する際は届出の対象となる場合があります。
- 3 **届出の添付書類にある騒音防止の方法は、どういったことを記入すればよいですか？**
建屋内に設置する・防音壁を設置する・敷地境界からの距離減衰を図る等の具体的な騒音防止方法を記載してください。なお、基準が遵守できることを示すために、敷地境界における騒音の値を計算した資料を提出してください。
- 4 **規制対象施設の一部を廃止する場合は届出が必要ですか？**
1台でも規制対象施設があれば届出の必要はありません。全ての規制対象施設を廃止する場合は使用全廃届出が必要になります。また、数の変更届出も不要です。
- 5 **県条例の規制対象施設を設置している事業場に、新たに法の規制対象施設を設置する場合に必要な届出は？**
法の設置の届出が必要です。
- 6 **法が適用される事業場に県条例の規制対象施設を設置する場合、届出は必要ですか？**
法と県条例では法が優先されるため、不要です。法の対象施設を全て廃止した際に、条例の対象施設が残る場合は県条例の届出をする必要があります。
- 7 **設置の届出と数の変更届出の違いは？**
設置の届出は、規制対象施設が設置されていない事業場に新しく規制対象施設を設置する場合に必要になります。その後、規制対象施設を増やす場合は、数変更の届出が必要になります。数変更の届出が必要になる事由は騒音規制法・県条例（騒音・振動）と振動規制法の場合で異なるため、詳しくはP18をご確認ください。
- 8 **1台の設備を2台以上の原動機で稼働させている場合の定格出力の考え方は？**
規制対象施設の規模要件として、研磨機やコンクリートブロックマシン等のように、合計の定格出力が求められている場合を除いては、定格出力が最大のものを対象として考えます。
例えば、冷凍機のように2台以上の原動機で稼働させる場合は、最大値のものを対象として考えます。
- 9 **1台の設備の中に3台の送風機があり、各々の出力は7.5kW未満で、3台を合計すると7.5kW以上となる。この場合は規制対象施設に該当しますか？**
送風機の場合は、定格出力が最大のもので判断するため、該当しません。
- 10 **事業場が2つの用途地域にまたがる場合はどちらの規制基準を適用しますか？**
各々の用途地域の敷地境界線において、それぞれの規制基準を適用します。

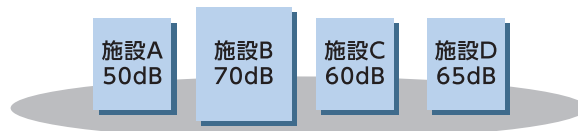


参考：2倍を超える場合に届出する理由（騒音）

- 音の性質上、音源が2つ以上ある場合で騒音レベルの差が大きければ、全体として騒音レベルの大きい方の騒音レベルとほぼ同じとなる。

$$\text{異なる施設の騒音レベル} = 10 \log (10^{0.1A} + 10^{0.1B} + 10^{0.1C} + 10^{0.1D}) = 71.5 \text{dB}$$

(誤：50dB+70dB+60dB+65dB)



- さらに、同一騒音レベルを発生する音源が複数ある場合でも、例えば2音源で3dBしか増加せず、そのまま倍のレベルにはならない。

$$\text{同じ施設の騒音レベル} = 10 \log (10^{0.1A} + 10^{0.1B}) = 73 \text{dB}$$

(誤：70dB×2)



特定施設数の増加が必ずしも騒音の著しい増加を生じさせるわけではなく、このことから2倍までの特定施設の増加については生活環境に与える影響と事務処理を総合的に判断し、届出書を提出しないことになっている。

届出漏れをしないためには(参考例)

特定施設(発生施設の場合も同様)の届出漏れをしないためにはどのような施設が対象となり、その施設が工場内に何台設置されているかの台数管理が重要です。以下は、届出漏れをしないための対策の一例です。

前 提

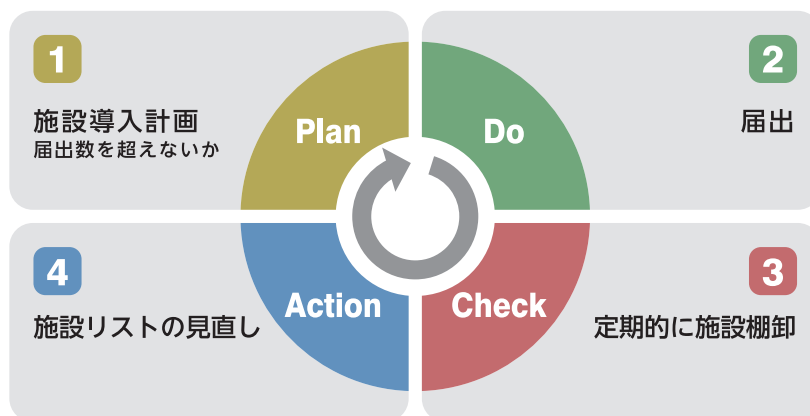
法令対応部署 … 行政への届出窓口
施設発注部署 … 施設導入計画部署
施設使用部署 … 施設使用・管理部署

特定施設の周知

法令対応部署は、施設発注部署や施設使用部署に対し、届出が必要な設備要件を周知する。

台 数 管 理

定期的な施設の棚卸で、廃却などの台数変化を調査し施設リストの精度を上げることで、直近の届出数との比較管理ができるようにする。



1 Plan 設備導入計画

施設発注部署

- 計画立案の段階で情報共有のため法令対応部署と施設使用部署に展開する(いつ・どこに・どんな施設・どんな対策)。
- 発注段階では、りん議を法令対応部署に展開し合議を取るようにする。

法令対応部署

- 合議にあたっては、計画段階に対して施設の仕様や設置台数など、届出に影響する部分に変更がないか確認する。

新設設備環境関連調査表

1. 豊田工場へ新しく導入される設備を対象とする。
2. 遊休機再活用、移管設備を含むものとする。
3. 施設発注部署は、下記の項目について記入し法令対応部署へ提出する。

設 備 名	機 種	導入予定日	年	月	日
設置部署	ライン				
台 数					
☐ 金属加工機械 (施設・機種名:) ☐ 送風機(及び排気機) ☐ 抄紙機 ☐ 洗びん機 ☐ 圧縮機 ☐ 印刷機械 ☐ 真空ポンプ ☐ 冷凍機 ☐ ゴム線用又は合成樹脂線用ロール機 ☐ 土石用又は鉱物用の破砕機・磨砕機・ふるい及び分級機 ☐ 合成樹脂射出成形機 ☐ 鋳造機 ☐ 鋳造機械 ☐ ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン ☐ 建設用資材製造機械 ☐ 穀物用製粉機 ☐ 走行クレーン ☐ 木工加工機械					
設備仕様 ☐ 能力(パワー、処理能力): 原動機の定格出力: kw					
法令対応部署チェック記入依頼 特定施設(法) (工業等用地域は除く) 発生施設(条例) 公害防止管理者 要 公害防止統括者 要 (工業等用地域は除く) 不要 (従業員数21名以上の場合は要) (関係名:) 公害防止管理者選任必要な特定工場 ・機械アレスのうち呼び起圧能力が980KN以上 騒音 振動 ・液圧アレスのうち呼び起圧能力が2,941KN以上のも の 〇 〇 ・搬送機のうち、落下部分の重量が1トン以上のハンマーであるもの × 〇					
法令対応部署は1, 2, 3の予定日を記入してください 1. 導入予定日 月 日 2. 特定施設対象施設一覧表への追加 月 日 3. 環境管理資料作成 月 日 施設管理部署は4の予定日を記入してください 4. 日常点検シート作成 月 日 施設管理部署 部 部長 課長 担当 流れ: 施設発注部署 → 法令対応部署 → 施設管理部署(環境係) → コピー(法令対応部署、施設管理部署)					

いつ どの施設 法対応は?

何がどこに何台 何をいつまでに

参考帳票-1

その他の規制

以下の場合、届出の必要はありませんが、県条例による規制を受けます。

相当程度の騒音又は振動を発生する施設に対する規制

【県条例第25条、施行規則第23条・第24条】

相当程度の騒音又は振動を発生する施設(注1)を設置する工場等は、県条例により、その騒音又は振動により生活環境を損なうおそれがあるものとして、規則で定める基準(注2)を超える騒音又は振動を発生させてはならないと規制されています。

規制に適合しないことで、当該工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認められるときは、騒音又は振動の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告される場合があります。

注1：原動機の定格出力が0.75kW以上の圧縮機、冷凍機、送風機、排風機であって、これまで法令に基づく規制(届出)対象となっていないもの

注2：適用される基準は、P15にある規制基準の県条例における値と同じ

作業に伴う騒音又は振動に対する規制

【県条例第52条、施行規則第58条・第59条】

以下の作業を伴う事業を営む者は、県条例により、規則で定められる基準(注3)を超える騒音又は振動を発生させてはならないと規制されています。

基準に適合しないことで、人の健康又は生活環境が損なわれると認められるときは、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告される場合があります。勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ぜられることがあります。

- ① 板金又は製かんの作業
- ② 鉄骨又は橋りょうの組立作業(建設の現場作業を除く。)
- ③ 金属材料の引抜き作業
- ④ 鍛造の作業
- ⑤ 電気又はガスを用いる溶接又は金属の切断の作業
- ⑥ 電動又は空気動力工具を使用する金属の研摩、切削又はびょう打ちの作業
- ⑦ 音響を発生する機器(楽器を含む。)の組立て、試験又は調整の作業
- ⑧ 内燃機関の試験又は調整の作業
- ⑨ 工業用ミシンを用いる作業
- ⑩ 木材の切削等の加工の作業
- ⑪ 原木、原紙、鉄材等重量物の積み込み又は積み卸しの作業
- ⑫ 貨物の搬入又は搬出の作業
- ⑬ 建設用重機械を用いる作業(建設の現場作業を除く。)

注3：適用される基準は、P15にある規制基準の県条例における値と同じ

苦情が発生しやすい施設とその環境

豊田市内の特定施設(法)・発生施設(県条例)届出数(令和2年3月31日現在)

施設名	特定施設数	発生施設数
金属加工機械	2,608	4,876
空気圧縮機及び送風機	3,123	19,178 ※1
合成樹脂用射出成形機	961	499
その他	530	1,704
合 計	7,222	26,257

※1：冷凍機及び排風機を含む

施設名	特定施設数	発生施設数
金属加工機械	2,905	3,364
圧縮機	1,585	11,595 ※2
合成樹脂用射出成形機	1,088	499
その他	392	10,564 ※3
合 計	5,970	26,022

※2：冷凍機を含む ※3：送風機及び排風機など

苦情の出やすい施設

特定施設



機械プレス



コンプレッサー

特定施設以外



トラック



フォークリフト

豊田市内における苦情事例

2015年度から2019年度までの騒音・振動苦情発生件数(5年間の集計)

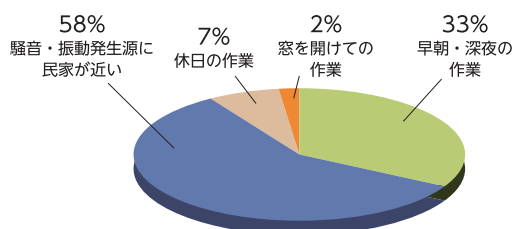
2015年度	81件
2016年度	79件
2017年度	61件
2018年度	74件
2019年度	70件
合 計	365件

騒音・振動苦情事例

発生源	苦情	苦情事例
特定事業場 機械プレス 油圧プレス	騒音 振動	・ 日中のプレス機の音と振動がひどい。 ・ 窓を開けて作業しているため、大変うるさい。 ・ 家の隣にある工場の音がうるさい。防音対策をしてほしい。
圧縮機 送風機 冷凍機	騒音	・ 夜間から早朝にかけての機械音と外での従業員の話し声がうるさくて眠れない。 ・ 室外機が、防音設備もなく24時間稼働している。
特定事業場以外 荷卸し作業 従業員の声 建設現場の作業	騒音	・ トラックによる搬入作業の騒音と振動がひどい。とくに夜間から早朝にかけては気を付けてほしい。 ・ 早朝や休日の工事に大変迷惑している。また、工事を行う日時が事前に知らされていない。 ・ 荷物の荷卸しの音がうるさい。もう少し静かに作業してほしい。 ・ 従業員を大声で罵倒する声が聞こえてくる。モラルに反するのではないか。 ・ 駐車場におけるアイドリング音がうるさい。 ・ シャッターを開けての作業は音が漏れるのでやめてほしい。

苦情要因

苦情要因	作業環境
騒音・振動の苦情を受けた要因	・ 騒音・振動発生源に民家が近い。 ・ 早朝・深夜に作業を行っている。 ・ 窓・シャッターを開けて作業している。 ・ 休日に作業を行っている。



コミュニケーション 事業場が騒音・振動を発生する施設を設置する場合、作業時間帯や作業環境について、隣家等に与える影響を十分配慮する必要があります。そのためには、近隣住民との深いコミュニケーション(付き合い方)を大事にすることが重要です。

※ 詳細は、市内事業者向け事業活動と環境シリーズ 06「化学物質・リスクコミュニケーション」をご覧ください。

騒音・振動問題を起こさないためには

法令を守っていても苦情は発生します。事業場のイメージを損なわないためにも、以下の改善対策を検討してみましょう。

発生源対策

■ ハード対策（設備面）

低騒音機器の選定

低騒音機器を選定する
(低騒音タイプのコンプレッサー、ファンなど)

騒音



防振ゴムの設置

プレス機など振動発生機器の固定部分に防振ゴムを設置

振動



発生源を囲む

発生源(モーターなど)を囲む

騒音



ダクトの位置

排気ダクトは一番近い工場敷地境界や民家に向けない

騒音



消音機の設置

排気口に消音機を設置、若しくは必要に応じて排気ダクト内に吸音材を設置

騒音



防音材の敷設

工場建屋の内部に吸音材や遮音材を敷設

騒音



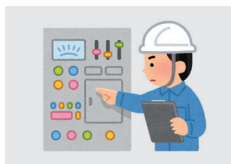
■ ソフト対策（運用・管理面）

設備の点検

設備の日常点検により異音・振動を早期発見及び未然防止

騒音

振動



資材・廃材等の積み込み

金属等の積み込みは昼間に実施

騒音



扉の閉の徹底

工場の扉・窓は閉める

騒音



鋼材の加工

鋼材等の硬い材料は昼間の加工が望ましい

騒音

振動



成形条件の最適化

型内が真空になっていると型開き時に振動発生

振動

トラックの走行ルート

トラックの走行ルートは夜間は民家を避け、アイドリングストップを遵守する

騒音



敷地境界対策

■ ハード対策（設備面）

防音壁の設置

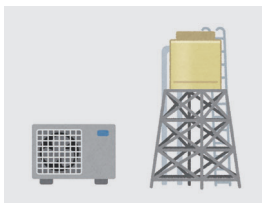
近隣に民家があり迷惑をかける可能性がある場合は、防音壁を設置する(防音壁については次頁を参照)



騒音

敷地境界から離す

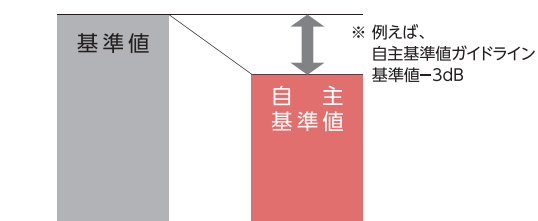
クーリングタワー、エアコンの室外機など騒音発生機器は敷地境界から離して設置する(音の距離減衰については次頁を参照)



騒音

自主基準値の設定

基準値よりも厳しい自主基準値*を設定し基準値超えを防止



騒音計による測定

普通騒音計と精密騒音計の2種類があり、工場騒音を測定する場合は時間率騒音が測定可能な普通騒音計を使用する



イメージ

近隣住民とのコミュニケーション

- ・ 地域懇談会の開催、工場見学の受入れ時などに工場の環境取り組みを説明する
- ・ 地域行事(グリーン活動、お祭りなど)へ参加し、積極的にコミュニケーションを図る

定期的な測定及び巡回

工場敷地内の設備等の配置状況、工場周辺の状況を踏まえて巡回ルートを設定し、異常騒音・振動が発生していないことを定期的に確認する

設備設置前の事前検討

設備設置の計画段階で環境への影響を予測し、必要に応じてハード・ソフト対策を実施する

参考 ①

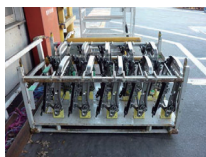
フォークリフトについて

特定施設（発生施設）がない工場でも、フォークリフトを用いた荷役作業は発生します。荷役作業での騒音による苦情を防止するために注意すべき点を記載します。

パレット等の固定

運搬中にパレット及び運搬物のガタツキがないよう固定する

騒音



荷役作業時の操作

物を動かすときには特に丁寧な操作を心がける

騒音



後退時のブザー音

後退時のブザー音は適正な音量に調整する

騒音



路面の補修

路面の凹凸は補修する

騒音



防音壁について

防音壁の性能は、防音壁の範囲と高さ、防音壁を構成する防音パネルの性能で決まります。

● 防音壁の範囲と高さ

- ・ 音源を囲む面積が大きいほど、⑤回折音が減少する
- ・ 壁の設置場所が自由に選べる場合は、音源に最も近い場所に設置した方が、経路差が大きくなるため効果的です。音源に近いほど防音壁が低くでき、より広範囲にわたり低減効果が得られます。

● 防音壁を構成する防音材の種類

- ・ 防音材の遮音性能・吸音性能が高いほど、④透過音が減少する
- ・ 音の周波数により適切な防音材が異なる

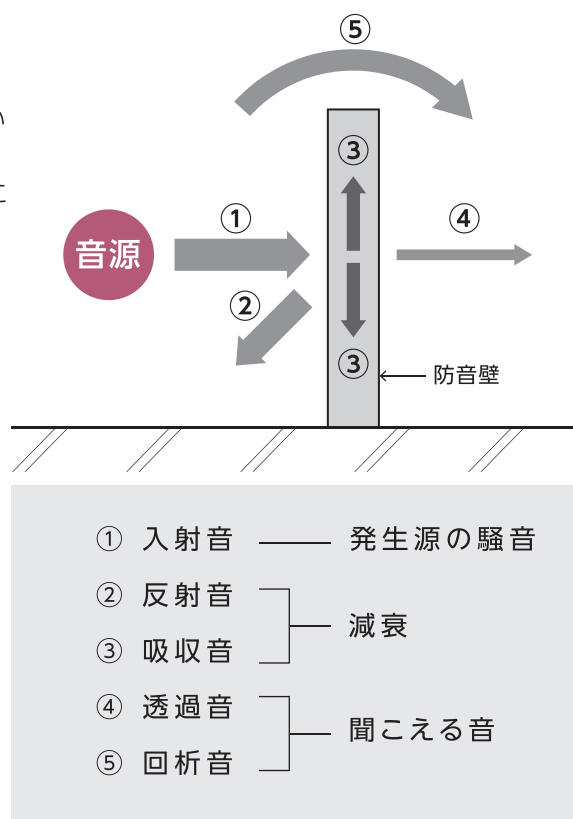
遮音 … 空気中で伝わる音を遮断し、外へ透過しないよう音を反射させること。反射することで外への透過を防ぐ。

具体的材質例：コンクリート、鉄板、鉛板、ガラス板、ポリカーボネート板

吸音 … 音を吸収し、音の反射を防ぐ効果がある。音が外へ透過する事を防ぎ、音の反響を抑える。

具体的材質例：グラスウール、ロックウール、セラミックス吸音板

騒音の特性（音源の面積、騒音の周波数・目的）に合わせて、防音壁を選定することが必要となります。



低周波音について

- ① 低周波音(騒音)とは …… 周波数100Hz程度以下の低周波騒音(音)のことで、主にトラックのディーゼルエンジン音や送風機、ヒートポンプ給湯システムなどの室外機から発生します。



- ② 低周波音の影響 …… 低周波音の影響は、大きく分けて2種類あります。

- (1) 不快感や圧迫感など人に対する心身への影響(心身に係わる影響)
- (2) 家の窓や戸の揺れ、ガタツキなどの建具への影響(物的影響)

- ③ 低周波音の出やすい設備類

低周波音は工場などの大型の機械、レシプロ式コンプレッサー、ダクトの振動や店舗公共施設などの冷凍機などから発生しやすいと考えられていますが、これらの発生源は対策が施されているものも多いので、問題が起こるような大きさの低周波音が発生することはまれにしかありません。



ヒートポンプ給湯システム



コンプレッサー



冷凍機室外機

音の距離減衰について



$$\text{減衰量 } A(\text{dB}) = 20 \times \text{Log}_{10}(r / r_0)$$



r (m)	2	4	8	10	16	32	50
減衰量 (dB)	6	12	18	20	24	30	34

音は拡散するため、距離とともにその強さは小さくなります。この距離減衰は、音源の性状(点音源、線音源、面音源)によって異なります。

- **点音源**(小型の機械は、ほぼ点音源とみなせます)… 距離が2倍になると、6dB減衰します。
- **線音源**(列車騒音や道路騒音など) …… 距離が2倍になると、3dB減衰します。
音源の長さの約1/3以後は、点音源の性状を示します。
- **面音源**(工場の壁体など) …… ほとんど減衰しません。
音源からの距離が、面 $a \times b$ ($a < b$) の a の約1/3までは面音源として、 b の約1/3までは線音源の減衰を示し、それ以降は点音源として減衰します。

参考 ②

建設作業における規制

著しい騒音・振動を発生させる作業を伴う建設工事(特定建設作業)を施工しようとする者に対して、地域を区分し、その騒音・振動の大きさに加えて作業時間を規制することで、生活環境を保全し、人の健康の保護を図っています。

■ 騒音における規制対象建設作業

騒音関係	騒音規制法 種類の番号	県 条 例 種類の番号
くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 注1	①	①
びょう打機を使用する作業 注2	②	②
さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) 注3	③	③
空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限り。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	④	④
コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限り。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限り。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	⑤	⑤
バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上のものに限り。)を使用する作業 注4	⑥	
トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上のものに限り。)を使用する作業 注4	⑦	
ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上のものに限り。)を使用する作業 注4	⑧	
鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		⑨
コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		⑩
コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)		⑪
ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパー・トラクターショベルその他これらに類する機械(これらに類する機械については原動機として最高出力74.6kW以上のディーゼルエンジンを使用するものに限り。)を用いる作業		⑫
ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		⑬

注1：くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・バイブロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。

また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

注2：びょう打ち機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。

注3：さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレーカー・コールピックハンマ等がある。

注4：当該作業に使用する機械が、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものは、規制対象から除外される。

■ 振動における規制対象建設作業

振動関係	振動規制法 種類の番号	県 条 例 種類の番号
くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 注1	①	①
鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	②	②
舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) 注2	③	③
ブレーカー(手持ち式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)	④	④

注1：アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。

注2：舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

■ 規制基準 規制対象の建設作業を行う場合は基準値、作業時間、作業期間等の規制があります。

規制の種類別	地域の区分 注1	騒 音	振 動
基準値 注2	① ② ③	85dB	75dB
作業時間	①	午後7時～翌日の午前7時の時間内でないこと	
	②	午後10時～翌日の午前6時の時間内でないこと	
1日当たりの 作業時間	①	10時間を超えないこと 注3	
	②	14時間を超えないこと 注3	
作業期間	① ② ③	連続6日を超えないこと	
作業日	① ② ③	日曜日その他の休日でないこと	

注1：① 地域 ア…第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、田園住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域(市街化調整区域)及び都市計画区域外の地域

イ…工業地域及び工業専用地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院・診療所(患者の入院施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域

② 地域…工業地域(①地域のイの区域を除く。)

③ 地域…工業専用地域(①地域のイの区域を除く。)

注2：基準値は、特定建設作業の敷地の境界線での値

注3：基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、市町村長は、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1日の作業時間を定められている時間未満4時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。

■ 届出

規制対象建設作業を行う場合、建設現場の所在する市町村長(豊田市の場合、本庁又は作業を行う地域が、藤岡、小原、足助、下山、旭、稲武にあつては作業を行う地域を所管する支所も可)へ特定建設作業の実施の届出をする必要があります。届出する場合、以下の点に特に注意してください。

1. 届出業者は元請け業者であること
2. 特定建設作業を開始する7日前までに提出すること

注意：ここでいう「7日前」とは、提出受付日から中7日以上であることをいう。

例) 提出(受付)日：4月1日 ⇒ 特定建設作業の開始日：4月9日

その他の詳細については「騒音・振動公害防止の手引き 建設作業編」を参照してください。

■ 工事発注者の留意事項

工事発注者への規制ではありませんが、周辺の生活環境を配慮するためにも以下の点に留意してください。

- 建設工事施工業者の環境リスク低減対策の確認
- 近隣住民への事前説明、周知
- 工事開始後の騒音測定 等

騒音測定について

測定機器

騒音の測定は、5年毎の検定により計量法第71条の条件に合格し、JIS C 1509-1、JIS C 1516 に適合したサウンドレベルメータ（騒音計）を用いて行う必要があります。機器の検定有効期日を把握しておきます。

測定

測定場所

- ・規制基準は工場等の敷地境界で定められているため、原則として敷地境界で行います。
- ・騒音計を地上 1.2 ～ 1.5m の高さに設置します。

測定時刻

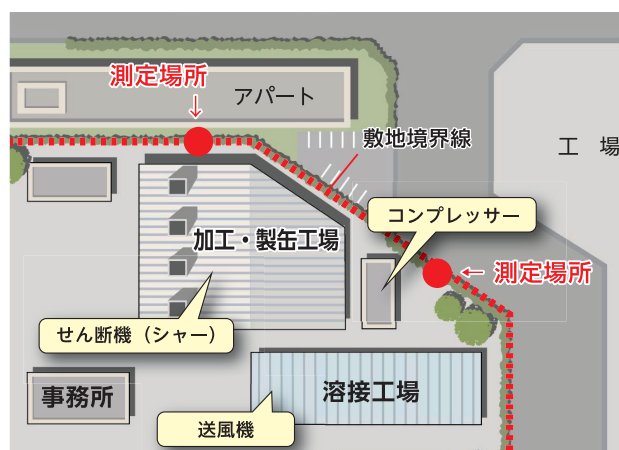
- ・工場等の作業時刻に応じ、最も騒音が大きい時間帯や騒音苦情が発生している時間帯を設定します。
- ・雨天等天候が悪いときは、正しい測定結果が得られないため避けます。

測定記録

- ・測定日時、気象条件（天候、風向など）、測定場所（測定位置、高さなど）など

校正

- ・内部校正（騒音計内蔵の校正信号で本体のみ校正）と外部校正（音響校正器でマイクロホンを含めた測定系全体の校正）があり、測定前に行います。



測定場所は、発生源付近や住居に面した場所を選定する。

注意事項

周波数補正及び動特性

- ・周波数補正は A 特性、動特性は早い動特性（Fast）を用います。

反射音の影響

- ・反射音があると、反射音が加わり指示値に影響するため、できるだけ反射物から離して測定します。
- ・JIS Z 8731（環境騒音の表示・測定方法）では、壁から 3.5m 以上離れるとなっています。

背景騒音（暗騒音）の影響

- ・対象音がない時の音を背景騒音（暗騒音）といい、対象音と背景騒音（暗騒音）の差が10dB 未満の時は、補正が必要です。
- ・右表により推定できますが、できるだけ補正の必要のない状況で測定するのが望ましい。

対象音があるときとないときの差 (dB)	補正值 (dB)
4 ～ 5	-2
6 ～ 9	-1
10 以上	0

風の影響

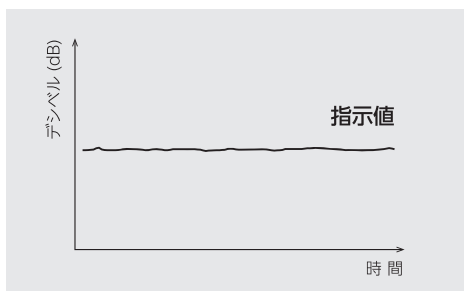
- ・一般の環境中では、風の影響を少なくするためにウインドスクリーン（防風スクリーン）を装着して測定を行います。
- ・指示値への影響は、機器の取扱説明書等で確認してください。

測定結果の読み方

規制基準との適合状況を判定する場合は、騒音の時間変化の様子により測定値の決め方が異なります。下の4つのタイプに分類し、測定値を決定します。

最近のサウンドレベルメータ（騒音計）では、自動的に算出する機能が備わっていますので、どの数値を採用するかが重要です。

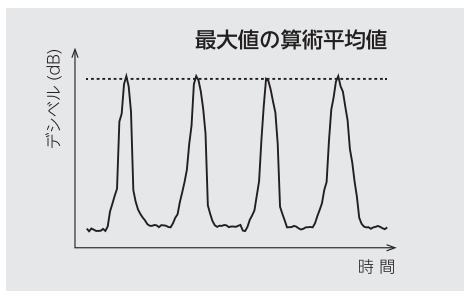
タイプ1 定常騒音



サウンドレベルメータの指示値が変動しないか、または変動が少ない場合

- ・モーターが一定に回転しているとか、ファンが一定に回転している場合のような騒音は、その指示値を測定値とします。
- ・変動の少ない場合とは、2～3dB程度。

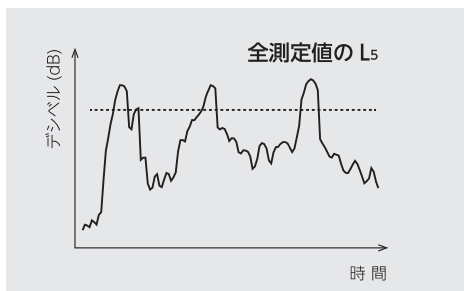
タイプ2 間欠騒音



サウンドレベルメータの指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値がおおむね一定の場合

- ・工場騒音で、ある時間ごとに音が大きくなる場合や建設工事でのハンマー音が相当します。
- ・最大値を10回以上読み取り、その算術平均を測定値とします。

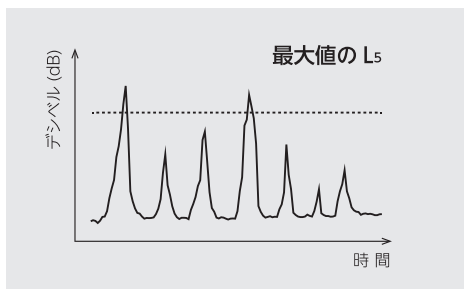
タイプ3 変動騒音



サウンドレベルメータの指示値が不規則かつ大幅に変動する場合

- ・多数の機械が稼働している場合など、騒音レベルが大きく変動している場合が相当します。
- ・任意の時刻から一定間隔ごと（例えば5秒ごと）に指示値を読み取り、指示値が十分な数（例えば50個以上）になるまで続け、得られたサンプル値から累積度数曲線を作成し、曲線から求めた90パーセントレンジ上端値（L₅）を求め、測定値とします。

タイプ4 変動する間欠騒音



サウンドレベルメータの指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合

- ・工場で機械台数が多く設置され、いろいろなレベルの音を発生する場合が相当します。
- ・任意の時刻から始めて対象の音だけに注意し、発生ごとにその最大値を読み取り、その値が十分な数（例えば50個以上）になるまで続けます。
- ・得られた最大値から累積度数曲線を作成し、曲線から求めた90パーセントレンジ上端値（L₅）を求め、測定値とします。

用語集(騒音・振動)

用語	解説
特定施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音(振動)を発生する施設で、政令で定められているもの(P7～8参照)。
発生施設	工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音(振動)を発生する施設で、県条例の規則で定められているもの(P7～8参照)。
規制対象施設	特定施設及び発生施設
規制基準	特定工場等において発生する騒音(振動)の敷地境界線における大きさの許容限度
特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音(振動)を発生する作業で法、県条例で定められているもの。
環境基準	環境基本法第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準
背景騒音(暗騒音)	ある場所において特定の音を対象とする場合に、対象の音以外でその場所に存在する騒音
都市計画区域	都市計画を定めることが必要なエリアで、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法その他の法律の規制を受ける区域(豊田市においては小原、足助、下山、旭及び稲武地区を除く区域)
市街化区域	無秩序な開発を防ぎ、計画的な市街化を図るための、都市計画区域の区分の一つで、既に市街地を形成している区域と、10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制する区域
その他の地域	都市計画区域外(市街化区域と市街化調整区域以外)の地域



協定協議会とは

豊田市では、昭和48年から、公害関係諸法令より厳しい規制値(協定値)、事前協議制、測定及び報告義務などについて、市内の事業者と「公害防止協定」を締結し、公害規制に努めてきました。

さらに、平成20年10月以降、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、「公害防止協定」の内容を見直し、「環境の保全を推進する協定」に改称し、改定及び新規締結を行っています。

協定協議会では、企業同士の環境に配慮した取組を情報共有したり、先進的な工場見学や講演会、勉強会を通じて環境の取組を広めています。

環境の保全を推進する協定の主な追加内容

事業者

- 環境に関する取組計画を策定し、その推進と情報共有に努める。
- 環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報共有を積極的に行うなど、信頼の確保に努める。

豊田市

- 助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- 事業者周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

騒音・振動のめやす(参考)

騒音		振動		
強	120dB	飛行機のエンジンの近く		
	110dB	自動車の警笛(前方2m) リベット打ち	110dB	揺れに翻弄され、自分の意志で行動不能
			105dB	立っていることが困難
	100dB	電車が通る時のガード下	100dB	多くの人が行動に支障 棚の食器類が落下
			95dB	一部の人が行動に支障 吊り下げ物が激しく揺れる
	90dB	騒々しい工場の中 犬の鳴き声(正面5m) カラオケ(店内客席中央)		
			85dB	眠っている人のほとんどが目覚める 棚の食器類が音を立てる
	80dB	地下鉄の車内 ピアノ(正面1m)		
			75dB	室内にいる人のほとんどが揺れを感じる ブルドーザ(5m)、振動ローラー(5m)
	70dB	ステレオ(正面1m) 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭		
			65dB	室内にいる多くの人が揺れを感じる 吊り下げ物がわずかに揺れる バックホウ(5m)、機械プレス(5m)
	60dB	静かな乗用車 普通の会話		
		55dB	室内にいる一部の人がわずかに揺れを感じる	
	50dB	静かな事務所の中 クーラー(室外機の始動時)		
		45dB	揺れを感じない 一般の道路	
	40dB	深夜の市内 図書館の中 昼の静かな住宅地		
	30dB	深夜の郊外 ささやき声		
弱	20dB	木の葉のふれあう音 置時計の秒針の音(前方1m)		

法・条例の規制について

苦情の防止



騷音規制

公害防止管理者

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所環境センター2階
TEL：0565-34-6628

Environmental Regulations for Businesses in Toyota City 04



豊田市では、事業者と共働して持続可能な社会の構築に取り組むため、豊田市の環境を守り育てる条例第44条に基づき「環境の保全を推進する協定」を市内の事業者32社と締結しています(令和7年4月1日現在)。

この協定を締結した事業者と市で「環境の保全を推進する協定協議会」を平成22年1月21日発足し、協定事業者間の情報交換や、市内の事業者全体の環境への取組の向上、環境関連技術の底上げを目的とした活動を行っています。

この資料は、「環境の保全を推進する協定協議会」が、市内の中小企業を対象として、騒音・振動の分野に関して環境に対する取組や環境法令の概要についてまとめた環境教材です。

2021年2月 第2版
2025年4月 印刷

環境の保全を推進する協定協議会 事務局：豊田市 環境部 環境保全課

所在地 〒471-8501 豊田市西町3丁目60

電話 0565-34-6628

FAX 0565-34-6684

E-mail k_hozen@city.toyota.aichi.jp

URL <https://kankyou-hozen.org/>



ベジタブルインキ



植物油100%
の「植物油イン
キ」を使用して
います。